

退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

## 香川県人事委員会規則第12号

退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第6項の規定に基づき、同条第1項に規定する退職手当の支給制限等の処分（以下「支給制限等処分」という。）についての調査審議（以下「調査審議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代理人の選任等)

第2条 支給制限等処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任し、及び解任することができる。

2 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

3 当事者は、代理人を選任し、又は解任したときは、速やかに、その旨を書面により人事委員会に届け出なければならない。

4 代理人は、当事者のために、調査審議に関する一切の行為をすることができる。

(所在が知れないときの通知の方法)

第3条 人事委員会は、当事者に通知をする場合において、その所在が知れないときは、その通知を保管するとともに、いつでもその通知を交付する旨及びその内容の要旨を香川県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して14日を経過した日に、通知が当事者に到達したものとみなす。

(調査審議の併合及び分離)

第4条 人事委員会は、職権で、同一又は相互に関連する諮問に係る数個の調査審議を併合することができる。

2 人事委員会は、必要があると認めるときは、併合した調査審議を分離することができる。

3 人事委員会は、前2項の規定により、調査審議を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に書面により通知するものとする。

(口頭で意見を述べる意思の有無の確認等)

第5条 人事委員会は、条例第12条第2項、第14条第1項又は第15条第1項から第5項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当事

者に対し、条例第16条第3項に規定する申立てを行う意思の有無を確認するものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による確認をするときは、当事者に対して、意見陳述の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見陳述の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができることを教示するものとする。

3 人事委員会は、第1項の規定による確認をするに当たっては、当事者に対し、前項に規定する教示事項及び次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 支給制限等処分内容及び根拠となる条例の条項
- (2) 支給制限等処分の原因となる事実
- (3) 支給制限等処分を行う理由
- (4) 支給制限等処分に当たり勘案した事情
- (5) 意見陳述に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

4 前項の規定による通知には、諮問に当たり、退職手当管理機関が人事委員会に提出した資料を添付するものとする。

（口頭で意見を述べる意思の有無の通知）

第6条 当事者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、人事委員会が定める期限までに、前条第1項に規定する意思の有無を書面により人事委員会に通知しなければならない。

（意見陳述の機会の通知の方式）

第7条 人事委員会は、第5条第1項の規定による意思の有無の確認の結果、当事者から口頭で意見を述べる旨又は陳述書及び証拠書類等を提出する旨の申立てがあった場合には、当事者に意見陳述の機会を与えるものとする。

2 人事委員会は、意見陳述の機会を与えるに当たっては、意見陳述の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該期日及び場所を書面により通知するものとする。

3 人事委員会は、職権で、当事者に意見陳述の機会を与えることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前項の場合においては、第5条第3項各号に掲げる事項を併せて通知するとともに、同条第4項に規定する資料を添付するものとする。

（意見陳述の期日等の変更）

第8条 人事委員会は、病気その他のやむを得ない事情があると認めるときは、当事者の申出又は職権により、意見陳述の期日及び場所を変更す

ることができる。

(調査審議の非公開)

第9条 調査審議は、人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(人事委員会の答申の写しの送付)

第10条 諮問に対する答申は、書面で行う。

2 人事委員会は、前項の書面の写しを当事者に送付するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。